

山形県

子どもの居場所づくり ハンドブック



令和4年3月(改訂)

山形県子どもの居場所づくりサポートセンター





はじめに

ここ数年、「子ども食堂・地域食堂（※1）」や「子どもの居場所」という言葉を耳にする機会が増えたのではないかでしょうか。

「名前は聞いたことがあるけど、どんなところなんだろう？」「子ども食堂・地域食堂や学習支援をやってみたいけど、できるかな？」など、わからないことも多いのではないかと思います。

認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえの調査によると2021年12月現在、全国の子ども食堂・地域食堂数は6,007か所となります。また、県内では2022年1月末現在、50か所（12市6町1村）の子ども食堂・地域食堂、学習支援等を行う子どもの居場所があります。

本書は、これから子どもの居場所をつくりたいと考えている方が準備から立上げ方法などの参考となるよう作成しました。

※1 …運営方針や参加対象などから「子ども食堂」という名称をつけない場合もあります。本書では、子どもを参加対象に含み、無料又は低額で食事を提供するすべての取り組みを「子ども食堂・地域食堂」と称します。

目 次

1 子どもの居場所づくりの活動をはじめるには

- (1) 一緒にはじめる仲間を見つけましょう 4
- (2) 基本的な活動内容を決めましょう 5
- (3) 必要な資金等を準備しましょう 7
- (4) 参加者を集めましょう 8

2 運営者の方へ

- (1) 衛生管理・感染症対策について 9
- (2) アレルギーの対応について 13
- (3) 緊急の場合に備えて 14
- (4) ボランティア保険について 15

3 子ども食堂・地域食堂以外の活動

- (1) フードパントリーとは 16
- (2) 学習支援とは 17
- (3) 衣服等の交換会とは 17

4 子どもの居場所づくり活動を長く続けるために

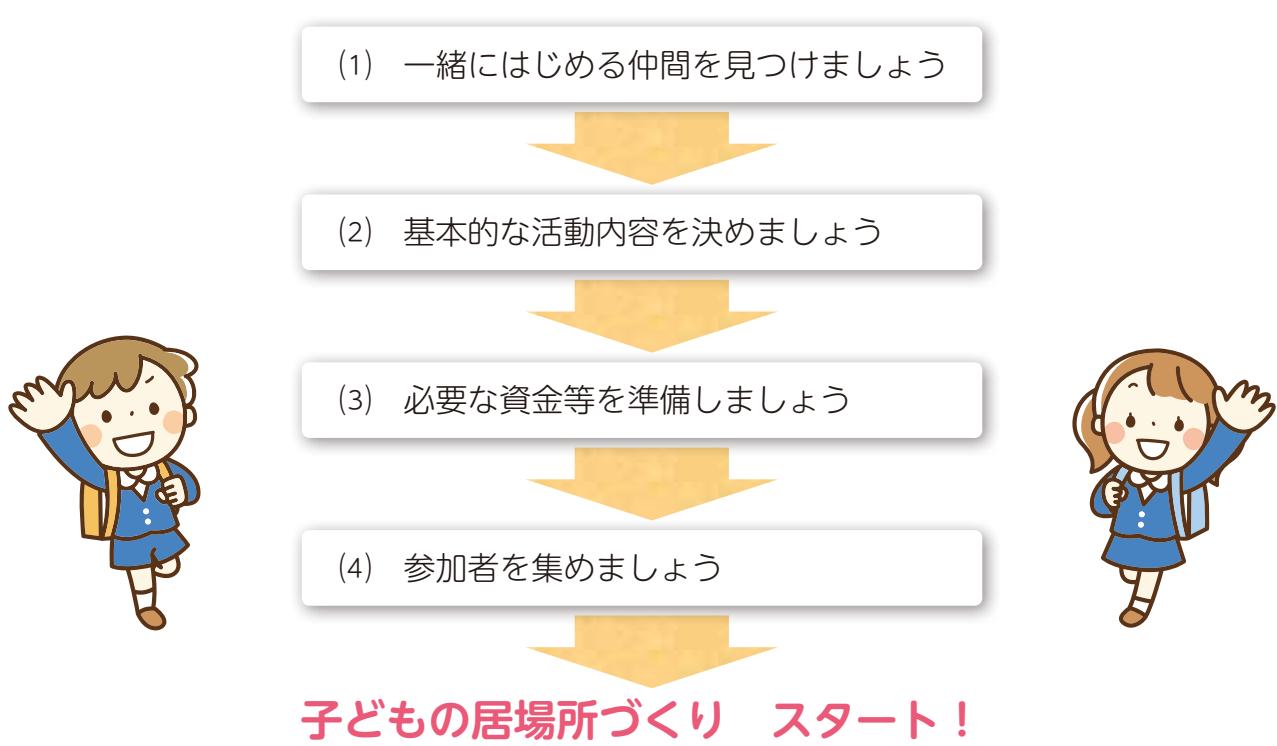
- (1) 活動を継続するためのポイント 18
- (2) 支援者を増やすために 20

5 山形県子どもの居場所づくりサポートセンターについて 21

6 困ったときの相談先 22



【子どもの居場所づくり実施の主な流れ】



認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえでは、山形県内の子ども食堂・地域食堂の方々から参画いただき、山形県内の子ども食堂・地域食堂を紹介する動画を作成しました。

子ども食堂・地域食堂への熱い思いや願いが込められている動画になっています。
ぜひ動画をご覧になってください！

(リンク先：https://www.youtube.com/watch?v=Nxa86Eh_N9c)



動画リンク先 QRコード



1

子どもの居場所づくりの活動をはじめるには

(1) 一緒にはじめる仲間を見つけましょう

一緒に活動する仲間を集めましょう。一人では不安なことも、仲間と相談しながら活動することができます。また、それぞれの得意分野を活かし調理担当、配膳担当、受付担当などの担当を分けると、スムーズに運営できます。

一緒にはじめる仲間の集め方として以下の方法があります。

- ・保護者や家族、知人、ご近所などに声かけ
- ・民生委員や児童委員、自治会に相談
- ・社会福祉協議会や役場に相談
- ・広報紙、回覧板、ホームページ、SNS（Facebookやtwitter等）で公募など



ボランティアの集め方

子どもの居場所づくり活動の運営にはボランティアの協力が必要になる場合があります。ボランティアが必要な場合は、以下の方法を参考に呼びかけてみましょう。

- ・チラシやSNSでボランティア募集の周知を行う。
- ・近隣の高校や大学のボランティア担当者へ学生ボランティア募集の周知を依頼する。
- ・社会福祉協議会や行政へボランティアを募集している旨を伝え、募集に協力してもらう。
- ・地域の民生委員や児童委員、自治会にボランティア募集の周知を依頼する。

※ボランティアを募集する際は、子どもの居場所づくりの活動の理念に賛同してくれる方に呼びかけましょう。



(2) 基本的な活動内容を決めましょう

子どもの居場所を実施すると決めたら、まずは開催の基本的な内容を決めましょう。参加者の対象、いつ、どこで、どのように開催するか、おおよその内容を具体化しましょう。

■参加者の対象

子どもの居場所づくり活動の趣旨によって参加者の対象をどのようにするか決めましょう。

- ・子どもの年齢を高校生以下などと限定するか
- ・子どもだけにするか、高齢者や地域住民が誰でも参加できるようにするか

■活動内容

子どもの居場所づくり活動にはいくつか種類があります。以下を参考にどういった活動にするか決めましょう。

- ・参加者みんなで食事する子ども食堂・地域食堂
- ・弁当を作り参加者へ低価格でお渡しする弁当配布
- ・野菜やお米などの食材を必要な人に届けるフードパントリー
- ・経済的に塾に行けない子どもなどに勉強を教える学習支援 など

■開催日（開催頻度）、開催時間

毎月1回や毎週1回など定期的に開催することで、活動が地域に根付いてきます。

また、子ども食堂・地域食堂を平日に開催する場合は、晚ご飯に合わせて放課後以降に開催しましょう。

例）毎月1回 第3金曜日 16：00～18：00に開催 など

■開催場所

開催場所を検討する際は、以下の点に注意しましょう。

- ・参加者が歩いて来れる範囲にあるか
- ・賃借料などの使用料は必要か
- ・調理を行う場合、ガスコンロ等の調理環境や衛生環境は整っているか
- ・バリアフリーの配慮がある場所か
- ・駐車場の有無

■参加者の人数（目安）

開催会場や提供できる食事量などを考慮して対応できる参加人数の目安を考えましょう。場合によっては先着順などと定員を設けることも必要です。

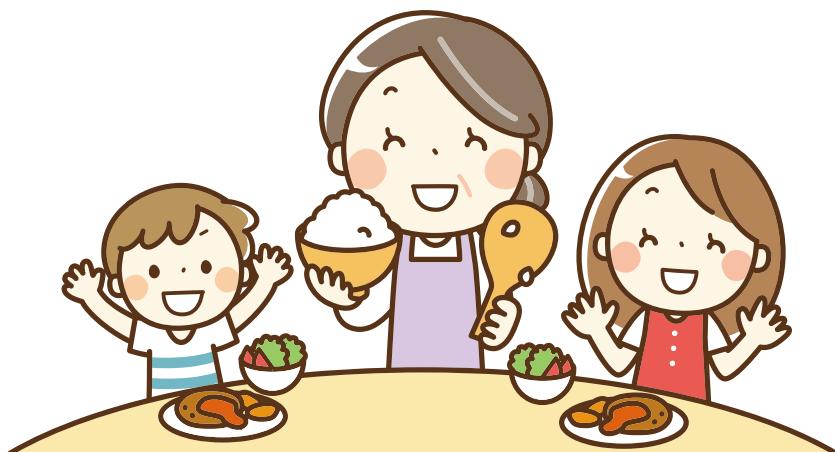
■参加費の有無

子ども食堂・地域食堂などの開催にあたって参加費が必要になるか検討しましょう。子どもは無料、大人からは実費分の料金をいただくなどの方法もあります。

※参加費を取る場合は、活動の意義を説明し、活動維持のために必要であることを理解してもらいましょう。

【開催内容を具体的に決めましょう】

対象者	未就学児・小学生・中学生・高校生・保護者・お年寄り・ 地域の方誰でも・その他（ ）
開催日 開催時間	日にち：毎月（毎週） 時 間：
開催場所	会場名： 駐車場：無・有（　台 程度　） 費用（使用料、冷暖房費など）：
参加人数	人 程度（目安）
活動内容	
参加費の有無	



(3) 必要な資金等を準備しましょう

開催に必要な資金等は、参加人数や活動内容により変わってきます。子ども食堂・地域食堂であれば食事内容、学習支援であれば使用する教材などによっても変わってきます。開催に必要な資金等の集め方には以下の方法があります。

■自己資金

■参加費

■助成金

子どもの居場所づくり活動に活用できる主な助成金制度を紹介します。このほかにも、数多くの助成金制度があります。積極的にご活用ください。

- ・山形県子どもの居場所運営支援事業

<https://www.pref.yamagata.jp/010002/kenfuku/kosodate/shien/kodomonoibasho.html>

- ・紅花ふれあい基金

<http://fc00071120170110.web3.blks.jp/>

- ・やまがた社会貢献基金

<http://www.pref.yamagata.jp/kifu/>

- ・認定NPO法人全国こども食堂支援センターむすびえ 助成事業

<https://musubie.org/project/corporate/>

- ・子供の未来応援基金 未来応援ネットワーク事業

<https://www.kodomohinkon.go.jp/>

- ・社会福祉振興助成事業 (WAM事業)

<http://www.wam.go.jp/hp/cat/wamjosei/>

- ・赤い羽根共同募金 テーマ型募金

<http://akaihane-yamagata.jp/>

- ・キリン福祉財団 地域のちから応援事業

<https://www.kirinholdings.co.jp/foundation/h31koubo/index.html>

- ・キューピーみらいたまご財団 食を通した居場所づくり支援

<http://www.kewpiemiraitamagozaidan.or.jp/service/index.html>

■寄附金

■クラウドファンディング

■フードバンク

山形県でフードバンクをしている主な団体として以下の団体があります。食材が必要な

場合は相談してみましょう。

- ・一般社団法人やまがた福わたし <https://fukuwatashi.com/>
 - ・NPO法人フードバンク山形 <https://hoodbank-yamagata.jimdofree.com/>

(4) 参加者を集めましょう

参加を呼びかけるには、町内会や公民館に協力してもらうといいでしょう。そのほかに社会福祉協議会、民生委員・児童委員から周知を協力してもらいましょう。

また、子どもの参加を呼び掛けるには学校に協力を依頼し、チラシやポスターを掲示してもらい、周知しましょう。

ホームページやブログで周知する際は、活動の写真や参加者の様子を掲載し、楽しい様子を地域の方へ伝えると効果的です。そして、その内容をLINEやTwitter、FacebookなどのSNSを活用し、多くの人の目に届くようにしましょう。

【チラシの作成例】

子どもの居場所づくりの運営にあたっては、以下の点に留意しましょう。

(1) 衛生管理・感染症対策について

子ども食堂・地域食堂などで食事を提供する際は、衛生管理や感染症対策について、あらかじめ保健所へ相談しましょう。

衛生管理や感染症対策を行うことは、子どもたちや保護者への責任だけでなく、スタッフや自分たちを守るためにも必要なことです。しっかりとした対策のもと、安心した活動へつなげましょう。

■衛生管理

① 食中毒とは

食中毒の主な原因は、細菌やウイルスなどです。原因となる細菌やウイルスは、高温多湿で食品中で増殖したり、調理者の手指を介したりして体内に入り、下痢や嘔吐、発熱などの症状を引き起こします。

② 食中毒予防の3原則

- つけない 手についた食中毒菌などを食品に付着させないよう、そのつど手洗いをしっかり行ったり、正しく使い捨て手袋を着用したりして、防止しましょう。また、生肉、魚などを扱った調理器具はそのつど洗浄・消毒し、野菜などを扱うものと分けるのが望ましいです。
- ふやさない 冷蔵庫は10°C以下、冷凍庫は-15°C以下に設定し、購入した生ものや惣菜はなるべく早く冷蔵庫に入れましょう。調理後は2時間以内を目安に食べましょう。
- やっつける ほとんどの菌やウイルスは加熱することで死滅します。食品は中心の温度が75°Cで1分以上になるように、しっかり加熱しましょう。調理器具についても、特に肉や魚、卵などを使った後は、洗剤でよくあらい、消毒・殺菌した後、乾燥させて保管しましょう。



③ 食品衛生責任者、営業許可について

子ども食堂・地域食堂を実践する団体は、代表の方もしくは全員で食品衛生責任者の資格を取りましょう。食品衛生責任者になるには、(公社) 山形県食品衛生協会が実施する養成講習会を受講する必要があります。

また、食事の提供範囲や運営形態によっては、食品衛生法に基づく飲食店の営業許可が必要になる場合があります。詳しくは各地域の保健所へ問合せてください。

参考URL (公社) 山形県食品衛生協会 <http://www.yamagata-shokukyo.jp/>

保健所食品衛生担当一覧

	住 所	電話番号
村山保健所生活衛生課	山形市十日町1-6-6	023-627-1185
最上保健所保健企画課 生 活 衛 生 室	新庄市金沢字大道上2034 (最上総合支庁内)	0233-29-1261
置賜保健所生活衛生課	米沢市金池7-1-50 (置賜総合支庁内)	0238-22-3740
庄内保健所生活衛生課	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 (庄内総合支庁内)	0235-66-5664
山形市保健所生活衛生課	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル4階	023-616-7280



■感染症

① 感染症とは

感染症は、目に見えないウイルスや細菌が体内に侵入し発熱・咳・おう吐・下痢などの症状が現れる病気です。症状は軽いものから生命にかかわる重度なもの、感染力についても弱いものから強いものまでさまざまあります。

感染症対策の原則

感染成立の3要因への対策（※）と、病原体を

①持ち込まない ②持ち出さない ③拡げない が基本

（※）感染症は、①病原体（感染源）、②感染経路、③宿主の3つの要因がそろうこと で感染します。感染症対策においては、これらの要因のうちひとつでも取り除くことが重要です。特に②の「感染経路の遮断」は大切な対策です。

② 感染経路

感染の経路としては、以下があります。

飛沫感染 咳やくしゃみで飛び散ったしぶきを吸い込む

- 新型コロナウイルス
- 風疹 • インフルエンザ など

接触感染 感染者（源）に手などで直接接触する

- 新型コロナウイルス
- とびひ • インフルエンザ • ノロウイルス感染症 など

空気感染 空気中を漂う微細な粒子（飛沫核）を吸い込む

- 結核 • 麻疹（はしか） • 水痘（みずぼうそう） など

触媒物感染 汚染された水、食品、血液、昆虫などを介して感染する

- コレラ • 食中毒 • ウィルス性肝炎 • デング熱 など



③ 感染症対策

【正しい手指消毒】

感染症の原因となる病原体（細菌やウイルス）の多くは、まずはわたしたちの手に付着します。その手で鼻や口などに触れると、その病原体が体内に侵入し、感染が成立します。また、わたしたちが病原体のついた手でさまざまなものに触れ、周りのヒトがそれに触れることで、感染が拡がっていきます。

【咳エチケット】

「咳エチケット」とは、インフルエンザ等の感染症を他人に感染させないよう、咳やくしゃみをする際に、マスクやハンカチを使って口や鼻を抑えることです。咳やくしゃみを手でおさえたり、何もせずに咳やくしゃみをするのはやめましょう。

【換気】

感染症の感染を防ぐには、部屋のウイルス量を減らすため、十分な換気が有効です。

窓の開放による換気の目安とは…

- 1時間に2回以上換気を行うこと
- 換気時間：30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にすること
- 開放する窓は2方向とし、窓が1方向しかない場合には、ドアを開けること

正しい手指消毒

手洗いの基本とタイミング

- 手洗いの方法
通常は、「エタノール含有消毒薬による手指消毒」を行います。
目に見える汚れがついている場合は、「液体石けんと流水による手洗い」を行います。
- 手洗いのタイミング：
入所者に触れる前後、ケアの前後、入所者の周囲の環境や物品に触れた後 等

エタノール含有消毒薬による手指消毒



1. 十分な量を手の平に取ります
Get an appropriate amount of product in a cupped hand

2. 手のひらをこすりあわせます
Rub hands palm to palm

3. 手の甲を合わせてすりこみます
Palm to palm with fingers interlaced

4. 指先・爪の間にすりこみます
Rub your palms and fingertips and under nails

5. 指の間にすりこみます
Rub in between the fingers

6. 親指をねじり合わせてすりこみます
Rub each thumb clasped in opposite hand using a rotational movement

7. 手首にすりこみます
Rub each wrist with opposite hand

⚠️ 十分に乾燥したことを確認します

厚生労働省感染対策の基礎知識

(2) アレルギーの対応について

アレルギーの原因となる食物が体内に入ることでアレルギー反応を引き起こすことを食物アレルギーと呼びます。日本では、乳児で約5～10%、幼児で約5%、学童期以降で1.5～3%に人が何らかの食物アレルギーを持っているとされます。食物アレルギーは命にかかることもありますので、食事を提供する場合は、どのように対応するかを事前に決めておくとよいと思います。

① 代表的なアレルゲン

アレルゲンは人によってさまざまですが、なかでも特にアレルギーが起こりやすいとされている食品は、「特定原材料（表示が義務付けられている）」と「特定原材料に準ずる20品目（可能な限り表示することが推奨されているもの）」とされています。これらの食品には特に注意しましょう。

特定原材料7品目	特定原材料に準ずる20品目
卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに	あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・ごま・さけ・さば・ゼラチン・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご

② 食物アレルギーの症状

食物を摂取して早ければ数分、遅くとも2時間以内に次のような症状が現れます。特に、呼吸器、消化器、循環器、神経の症状がみられた場合は、迅速な医療機関の受診が必要です。

- 皮膚のかゆみ、じんましん、赤みなどの皮膚症状・目の充血
- かゆみや鼻汁・鼻づまりなどの粘膜症状
- 咳、ぜん鳴（ゼーゼー・ヒューヒュー）などの呼吸器症状
- 腹痛や嘔吐、吐き気、下痢などの消化器症状
- 脈がはやい、唇や爪が青白いなどの循環器症状
- 元気がない、ぐったりするなどの神経症状

③ アレルギー対応の例

- アレルギー対応をしない場合、対応していないことをチラシなどに明記し、参加者はつきりと伝える。
- 参加者のアレルギーの有無を把握する。スタッフ全員で情報を共有し、調理や提供方法、後片付けなどについて方針を決める。
- メニューに使用した食材を表示し、参加者に確認してもらう。

アレルギー対応についてもっと知りたいときは、こちらをご参照ください。

「こども食堂あんしん手帖 これからも“食”で支援を続けるために」

ダウンロードURL https://mow.jp/pdf/0718_kodomoshokudo_annshinn.pdf

または、「こども食堂あんしん手帖」で検索

(3) 緊急の場合に備えて

参加者の万が一のけがや病気、感染症対策のために、子ども、保護者の名前や連絡先を確認するなど参加者名簿を作成しておくといいでしょう。

子どもの居場所づくり活動で知り得た個人情報はむやみに口外したり、インターネットに公開したりするとトラブルにつながります。個人情報の管理は徹底しましょう。

また、本人や保護者の了解なく写真撮影したり録音したりはしないようにしましょう。

そのほか、緊急時に備え、事前に緊急時連絡網を整備しておき、緊急時にすぐに連絡ができるようにしましょう。

【参加者名簿 例】

○月○日開催 ●●●子ども食堂 参加者名簿				
名 前	住 所	連絡先	食物アレルギーの有無	備考 保護者の名前など
山形 太郎	山形市〇〇町-〇-〇	023-000-0000	たまご、小麦粉	山形 花子

【緊急時連絡網 例】

名 称	住 所	電話番号
救 急 車		119
医 療 機 関		
地 域 の 保 健 所		
地 域 の 学 校		

(4) ボランティア保険について

万が一の事故やケガに備えて、保険に加入することをおすすめします。保険会社によって対象や補償内容はさまざまですが、ここでは、全国社会福祉協議会で取り扱うボランティア保険を紹介します。

○ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事において、参加者のケガや主催者の損害賠償責任を補償します。子ども食堂・地域食堂や学習支援も対象となります。

○ボランティア活動保険

ボランティア活動中における事故に対する備えとして、ボランティアの方々のための保険です。子ども食堂・地域食堂や学習支援に協力してくれるスタッフやボランティアが対象となります。

株式会社福祉保険サービス「ふくしの保険」

<https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/top.php>

○加入方法

お近くの市町村社会福祉協議会もしくは山形県社会福祉協議会にて加入できます。



3

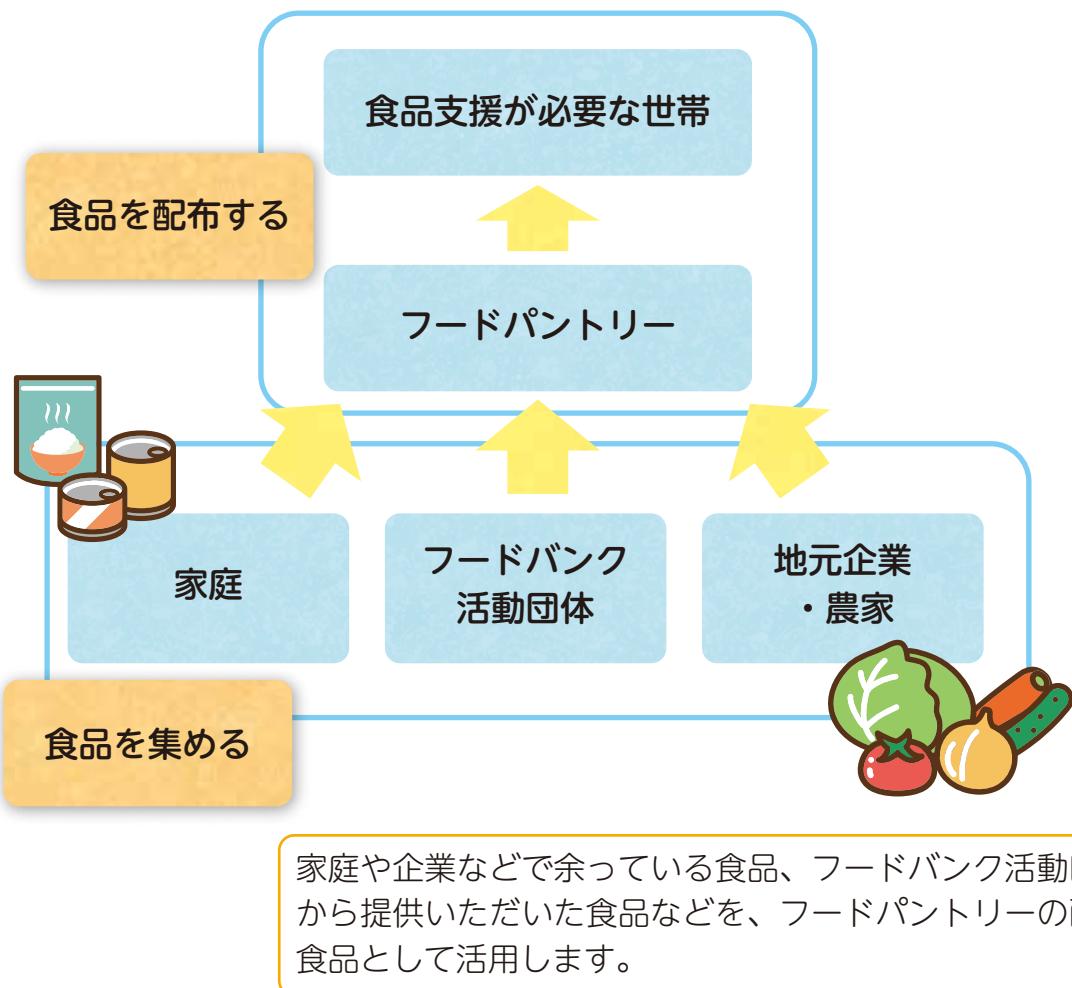
子ども食堂・地域食堂以外の活動

(1) フードパントリーとは

フードパントリーは、フードバンク活動団体、企業、個人などから提供いただいた食品を生活に困っている方などに無料で配付する活動です。

食品ロスの観点から、買置きしていたが食べずにいた賞味期限間近の食品や、外装のみ不具合があり中身は食べられるのに商品にならない食品などをフードパントリーに活用する場合もあります。

コロナ禍で食事の提供ができないなか、フードパントリーを実施した子ども食堂・地域食堂もあります。



そのほかにも、コロナ禍で食事の提供ができないなか、生活に困っている方などに低価格で弁当を配布した子ども食堂・地域食堂もあります。

(2) 学習支援とは

学習支援は、経済的に塾に行けない子どもや家庭教師に指導を依頼できない子ども、近くに塾がない地域の子どもなどを対象に、教職員をされていた方や大学生のボランティアが中心となって勉強を教える活動です。

子ども食堂・地域食堂を実施しながら学習支援を行う場合は、食事の時間と勉強の時間にメリハリをつけて実施しましょう。

その他、勉強を教えることが難しい場合でも、机や冷暖房など学習しやすい環境を整えた場所を提供することも、子どもの居場所づくりの方法のひとつになります。

山形県で学習支援をしている主な団体

- ・山形県ひとり親家庭福祉会 <http://www.yamagata-single.com/>
- ・社会福祉法人友愛の里 <http://yuainosato.or.jp/>
- ・特定非営利活動法人With優 <http://www.with-yu.net/html/withyu.html>
- ・学習支援団体まなびす <https://manabisu.localinfo.jp/>
- ・学び場プラス <https://manabiba-plus.jimdo.com/>

(3) 衣服等の交換会とは

衣服等の交換会は、子どもの成長に伴い、着ることができなくなった衣服や使わなくなつたおもちゃ、読み終わった絵本や漫画を参加者同士で交換したり、ゆづる活動です。不要になったからといって捨てるのではなく、次の必要な人に使ってもらいましょう。

子ども食堂・地域食堂と一緒に衣服等の交換会を実施すると参加者が増えるでしょう。

これらの活動以外にも自由な発想で、参加者が楽しめるような活動を考えましょう。



子どもの居場所づくり活動を 長く続けるために

(1) 活動を継続するためのポイント

地域に根差し、子どもにとって安心して過ごすことのできる「居場所」を続けていくためには、地域の協力のもと、参加者から信頼される居場所であることが必要となります。

① 子どもたちの参加人数を増やすためには

子どもたちの参加人数を増やすためには、子どもたちからの評価や感想を意識しましょう。運営側のやりたいことが強すぎると子どもたちが自主的に来てくれなくなる場合があります。

子どもたちから「面白い・楽しい・おいしい」といった感想を持ってもらっているか分析し、改善策を考えてみましょう。常により良い取組みを考えて実施していくことで人数も自然に増えていくことと思います。

子どもたちに四季折々の
食べ物をみんなで食べる
楽しさを伝える。



保護者から理解や安心
を得られるよう、活動
内容や食事のレシピを
保護者と共有する。

一方で、人数が少ないからといって意味のない活動ではありません。少ない人数でも、来てくれる子どもにとっては大切な居場所になっていることもあります。

主催者の考えによって参加人数の規模を考え、活動を継続していくことが大切です。

② 参加者の相談や悩みを受け止めよう

子どもの居場所づくり活動を続けていくと、さまざまな子どもや保護者に出会います。なかには深刻な悩みや問題を抱えている方がいて、デリケートな対応が必要になるときもあります。笑顔や口数が少なくなったなど、参加者の今までとは違うちょっとした変化にきづくアンテナを持ち、悩みがあるようなときは相談相手になりましょう。場合によっては、行政などの関係機関へつなぐことも大切です。

しかし、プライベートな部分に深く入り込まれることが嫌な人もいます。無理に悩みを聞かず、ゆっくりと信頼関係を構築することから始めましょう。

③ 山形県子どもの居場所づくりネットワークについて

本県では、子どもの居場所づくりに取り組む実践団体が主体となり、平成31年2月に「山形県子どもの居場所づくりネットワーク」を設立しました。実践団体の相互交流・情報交換や子どもの居場所の普及・啓発等を通して子どもの居場所づくりの推進に取り組んでいます。また、ネットワーク応援団体として参画した行政や企業からは、食材の提供や情報の発信などを通して、ネットワーク活動に協力いただいているます。

民間企業などから大口の食品提供があり、自分たちの活動では使いきれないほどのお米や野菜などをいただいた場合や、自分たちの活動に食材がもっと欲しい場合など、このような場合、ほかの子どもの居場所づくり実施団体とつながっていれば、お互いに食材を共有しあえるというメリットがあります。

新しく子どもの居場所づくり活動を始める方はぜひ、「山形県子どもの居場所づくりネットワーク」にご加入ください。なお、加入方法などの詳細については、県子どもの居場所づくりサポートセンターまでお問合せください。

【山形県子どもの居場所づくりネットワーク加入に関する問合せ先】

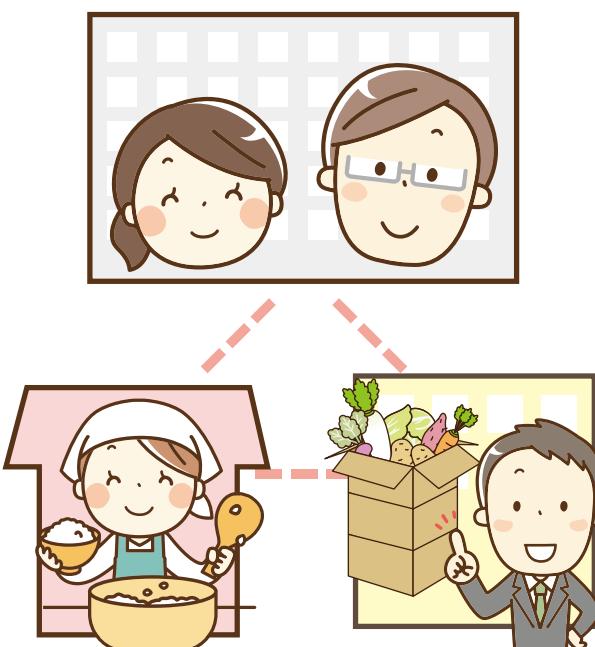
山形県子どもの居場所づくりサポートセンター（山形県事業）

社会福祉法人山形県社会福祉協議会

〒990-0021 山形市小白川町2-3-31

電話：023-622-5805 FAX：023-626-1623

MAIL：kodomosc@ymgt-shakyo.or.jp



(2) 支援者を増やすために

町内会やボランティア団体、企業、農家などの支援者を増やし、資金や食材・物品の提供、ボランティアの協力をお願いしましょう。支援者が増えることで活動が充実し、その活動を多くの人に知ってもらうことで、さらに支援者が増えていきます。

資金や食材・物品などの支援を受けた場合は、支援により自分たちの活動がより良くなつたということを支援者に伝えるといいでしよう。特に、SDGsの考え方を踏まえていることを活動の趣旨に入れると企業からの支援も得られやすくなります。

また、支援企業のPRは子どもの居場所づくり活動の信頼にもつながります。善意の支援ということで、企業PRを辞退する企業もありますが、支援いただいたことをきちんとホームページやSNSで伝えることは重要です。支援を受けていることは、活動の信頼にもつながり、参加してくれる子どもや保護者の信頼にもつながります。



支援者を増やすためのポイント

- ・支援により活動がよくなっていることを支援者へ報告するなど、支援者との信頼関係を構築する。
- ・SDGsの考えを踏まえていることを活動の趣旨に入れる。
- ・企業から支援をいただいた場合、支援をいただいたことをホームページなどで伝える。

SDGs : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



SDGs ジャパン ホームページ <https://www.sdgs-japan.net/>

5

山形県子どもの居場所づくり サポートセンターについて

県は、県社会福祉協議会に委託して、令和元年7月1日より、「山形県子どもの居場所づくりサポートセンター」を設置し、子どもの居場所づくり実施団体等の相談・支援、民間企業等と連携した食材提供のコーディネート、各種研修事業や助成金等の情報提供などを通じて県内に子どもの居場所づくりが広まり、定着していくことを目指しています。子どもの居場所づくりに関する相談などがありましたら本会までお問合せください。

また、山形県子どもの居場所づくりサポートセンターのホームページでは、子どもの居場所をつくりたい方や支援したい方、運営する方に向けて各種情報を発信しています。

(山形県子どもの居場所づくりサポートセンター ホームページ)

<http://www.ymgt-shakyo.or.jp/diary.cgi?id=kids>

団体名	クローバーの森やまがた
団体の連絡先	TEL/FAX: 023-664-2275 HP: http://mildor-kodomo.prestwich.com/ Facebook: みどりこどもひろば
活動内容	
(1) 子ども食堂・地域食堂 ・活動名称: みどりこどもひろば ・開催場所: 山形市南原町1-27-20 ・開催日時: 月2回、土曜日(不定期開催のため、お問い合わせください) ・参加対象: 幼児なし(会員の方の事前に申し込みお願いします) ・参加料: 無料	
この生きづらい世の中、愚痴に生きていたる子どもたち、愚痴に子育てしている親御さんたちが、直率に真っ直ぐ、ぐちをこぼしたり、けげや笑いぬったりしながらともに生きていくそんな親子の居場所づくりをめざしています。	

団体名	かみのやま子ども食堂「かえる家」
団体の連絡先	TEL: 023-672-0610 Facebook: かみのやま子ども食堂「かえる家」
活動内容	
(1) 子ども食堂・地域食堂 ・活動名: かみのやま子ども食堂「かえる家」 ・開催場所: 上山市鶴井沢2-1-1 ・開催日時: 毎月、春休みみか良町休み期間(不定期) ・参加料: 上山市立中学校の1年生 ・参加料: 無料	
食料の準備、ボランティアの方も頑張しております。	

HPリンク先
QRコード



山形県子どもの居場所づくりサポートセンターのホームページでは、県内で子ども食堂・地域食堂などの子どもの居場所づくりを実施している団体について開催場所や開催日時、活動内容の紹介をしています。

【山形県子どもの居場所づくりサポートセンター（県事業）問合せ先】

社会福祉法人山形県社会福祉協議会

〒990-0021 山形市小白川町2-3-31

電話：023-622-5805 FAX：023-626-1623

MAIL：kodomosc@ymgt-shakyo.or.jp

6

困ったときの相談先

参加者のなかに、気になる子どもがいる、子育ての悩みを抱えている人がいるなど、相談したいことがあるときは、市町村の担当窓口のほか、市町村社会福祉協議会や次の相談窓口へご相談ください。

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
子どもに関する相談、児童虐待に関する相談	山形県中央児童相談所	023-627-1195	月～金 8:30～17:15 緊急時は24時間対応 「189」へ
	山形県庄内児童相談所	0235-22-0790	
子どもの養育や生活に関する相談	子ども家庭支援センター「チェリー」	0237-84-7111	月～土 9:00～17:00 緊急時は24時間対応
	児童家庭支援センター「シオン」	0235-68-5477	
子どもと家族、女性に関する相談	山形県福祉相談センター 子ども女性電話相談	023-642-2340	8:30～22:00 年末年始を除く
ひとり親家庭の総合相談	山形県ひとり親家庭応援センター	023-633-1037	月～金 8:30～17:15 祝日・年末年始を除く
不登校・子育て等、教育に関する相談	山形県教育センター 教育相談ダイヤル	023-654-8181	月～金 8:30～20:30 土日祝日 8:30～17:30
いじめに関する悩み・相談	山形県教育センター 24時間子供SOSダイヤル	023-654-8383	24時間
子育ての悩みや家庭教育に関する相談	家庭教育電話相談 ふれあいほっとライン	023-630-2876 (FAX)023-630-2874	月～金 8:30～17:15 時間外はFAX又は留守番電話での対応
少年の悩みごとにに関する相談	県警察本部少年課 ヤングテレホンコーナー	023-642-1777	月～金 8:30～17:15 土日祝日、夜間は当直対応
いじめ、体罰など子どもの人権に関する相談	山形地方法務局 子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15

参考文献（順不同）

URLが記載されているものはダウンロードできます。

- ・「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議こども食堂あんしん手帳作成プロジェクト『こども食堂あんしん手帳』（令和3年6月）

https://mow.jp/pdf/0718_kodomoshokudo_annshinn.pdf

- ・飯沼直樹 『地域で愛される子ども食堂 作り方・続け方』（平成30年1月）

- ・認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ『こども食堂・フードパントリー開設 簡易ハンドブック』（令和2年5月）

https://musubie.org/wp/wp-content/uploads/2020/05/musubie_openguide_0511.pdf

- ・三重県 『子ども食堂開設ハンドブック』（平成31年2月）

<https://www.city.shima.mie.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/29/kodomosyoukudou.pdf>

- ・茨城県 『子ども食堂 設立・運営のコツ（茨城県子ども食堂開設・運営手引書）』

（令和2年3月）

<https://jimdo-storage.global.ssl.fastly.net/file/1dc56627-5804-428e-bde0-37cc1492492f/tebiki-A4-sasshi.pdf>

- ・厚生労働省 『感染対策の基礎知識』

<https://www.mhlw.go.jp/content/000501120.pdf>

- ・厚生労働省ホームページ 『新型コロナウイルス感染症について』

- ・山形県 『新型コロナウイルス予防の手引き』

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/10047/yobo-tebiki.pdf>

Memo

令和4年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料(1名あたり) 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増引適用

保険金の種類	プラン	基本プラン	天災・地震補償 プラン	[新設]特定感染症 重点プラン
ケガの 補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)		初日から補償
賠償責任 の補償	地震・噴火・津波による死傷	×	○	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料		350円	500円	550円

*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一緒に締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

山形県子どもの居場所づくりハンドブック

発 行 平成31年2月

令和4年3月（改訂版）

発 行 者

山形県子どもの居場所づくりサポートセンター
(事務局) 社会福祉法人山形県社会福祉協議会

〒990-0021 山形市小白川町2-3-31

TEL.023-622-5805 FAX.023-622-5866

E-mail : kodomosc@ymgt-shakyo.or.jp

URL : <http://www.ymgt-shakyo.or.jp/>